

## 勧誘方針

当社は、お客様に対し金融商品の勧誘を行う場合は、「金融商品の販売等に関する法律」「金融商品取引法」及びその他関連諸法令・諸規則に則り、以下の「勧誘方針」を定め公表するとともにこれを遵守いたします。

### 1. 適正な勧誘

- (1) 当社は、お客様の金融商品に対する知識、投資経験、投資目的および財産の状況等に適合した投資勧誘に努めます。
- (2) 当社は、お客様に投資勧誘を行うに当たり、商品内容及びリスク等について十分なご理解をいただき、お客様ご自身に適切な投資判断を行っていただけるよう適切な説明を行うことに努めます。
- (3) 当社は、電話や訪問による勧誘につきましては、お客様にご迷惑となる時間帯や場所では行いません。

### 2. 勧誘の適正の確保

- (1) 当社は適切な勧誘が行われるよう、役職員に対し十分な研修を行います。また、当社の役職員は個々においても知識の習得、研鑽に常に努めます。
- (2) 当社は、金融商品取引法および関係法令諸規則の遵守・徹底を確保するため社内体制の整備に努めます。
- (3) 当社は、お客様からのお取引等についてのご意見を何時でも承る姿勢の保持に努めます。